



スリーディー
「ガジロウ3Dトリックアート」完成!!

第45回 山桃忌

福崎町では、柳田國男と兄・井上通泰の祥月にあたる8月に、二人の偉業を偲んで「山桃忌」を開催しています。

今年は、「柳田國男の旅」をテーマに、記念講演やシンポジウム、民俗芸能の披露などで、松岡五兄弟の功績を発信します。

2日目の「柳田國男の旅と民俗芸能」では、大正10年(1921)に初めて訪れ國男が生涯関心を注いだ沖縄の民俗芸能である琉球舞踊や沖縄の芝居、迫力ある沖縄エイサーが披露されます。日本の伝統芸能を、ご家族そろってご覧ください。(※参加無料・手話通訳付き)



1日目 8月3日(土) 13:10～ エルデホール

要申込

第1部 柳田國男の旅

- 山桃忌式典
 - オープニング 女声合唱団ポーコ・ア・ポコ
椰子の実、故郷 他
 - 記念講演 「柳田國男の旅と学問」
ー『遠野物語』から『雪国の春』へー
柳田國男・松岡家記念館顧問(東京学芸大学名誉教授)
石井正己
 - シンポジウム「柳田國男の旅と故郷」
コーディネーター：石井正己
パネリスト：早稲田大学教授 鶴見太郎
武庫川女子大学教授 高木史人
市立加西病院顧問 杉江勝治
- ※第1部は後日WEB配信します。視聴申込者にURLをメールでお送りします。

2日目 8月4日(日) 13:30～ エルデホール

申込不要

第2部 柳田國男の旅と民俗芸能

- 「沖縄の民俗芸能」解説
柳田國男・松岡家記念館顧問(東京学芸大学名誉教授)
石井正己
- 「沖縄の民俗芸能」披露

沖縄芝居(当銘由亮)
沖縄エイサー(琉鼓会)
琉球舞踊(前田雅子琉舞道場)



申込方法 8月3日(土)の第1部は、事前に申込が必要です。

※4日(日)の第2部は申込不要。

申込先 社会教育課(内線256・257) ファックス22-0630

こちらのQRコードでWEB →
の申込フォームからも申し
込みできます。



☆民俗学の夕べ

柳田國男が生まれ育った辻川区で毎年山桃忌の夜に開催されるお祭りです。各種演芸、鬼太鼓、餅まき等が行われます。
とき 8月3日(土) 18:00～21:00
ところ 鈴の森神社境内

8月3日(土)は、エルデホールから辻川界限まで無料送迎バスを運行します。

☆柳田國男・松岡家記念館/神崎郡歴史民俗資料館

8月3日(土)のみ開館時間を21:00まで延長します(入館は20:30まで)。普段と違った夜の記念館と歴史民俗資料館です。山桃忌の後に、ぜひお立ち寄りください。

☆もちむぎのやかたレストラン

8月3日(土)のみ延長営業します(オーダーストップ19:00)。福崎町特産もちむぎを使用した料理をご賞味ください。

行事予定 (7月20日～8月7日)

月	日	曜日	時間	行 事
7	20	土	11:00	おはなし会
7	27	土	14:00	子ども映画会「おしりたんてい プブックいとうUたいかいとうU!? 前編」
8	7	水	11:00	えほんのじかん
☆ 8月1日 (第1木曜日) 資料整理のため休館				

新 着 図 書

八千種研修センター 図書室

☎22-1564

一般書8冊

「裁判官 三淵嘉子の生涯」 伊多波 碧/著
 「マネーモンスター」 黒木 亮/著 他



図書館夏休み工作教室

要申込

「ドレミカリンバ」どんなおと？」

7月24日(水) 10:00～

みんなでカリンバをつくってならしてみましよう！どんな音がでるのかな？

「カリンバ」ってなあに？

カリンバは、箱にならんだ細い金属の棒を親指ではじいて鳴らす、アフリカ生まれの楽器です。

※図書館カウンターへお申し込みください

※6歳以上・先着12人まで

**みんなおいでよ！
福崎夏まつり!!**

日 時 **8月9日(金) 18:30～**

会 場 福崎東中学校校庭

タイムスケジュール

18:30～ オープニングステージ
 19:35～ ガジロウステージ
 19:50～ あいさつ
 20:00～ 総おどり
 20:30～ 花火打ち上げ
 21:00 終了

福崎町の夜空に、800発の花火が打ち上がる！
 夏休みの思い出にぜひお越しください！

問い合わせ先 地域振興課 (内線392)

文化センター行事予定 (7/15～8/14)

老人大学専門講座	7月18日(木)	7月25日(木)	8月1日(木)	8月8日(木)
園 芸 部			13:20～15:20	10:00～12:00
史 学 部		10:00～12:00	10:00～12:00	
舞 踊 部			10:00～12:00	10:00～12:00
陶芸部 (①班、②班)	② 9:00～12:00 ① 12:00～15:00	9:00～12:00 小学生陶芸教室	② 9:00～12:00 ① 12:00～15:00	① 9:00～12:00 ② 12:00～15:00
健康科学部	10:00～12:00		10:00～12:00	
上記以外の神崎学園	10:00～12:00		13:20～15:20	
上記以外の福寿学園			10:00～12:00	10:00～12:00

老人大学一般教養講座 (公開講座)

日時・場所 7月18日(木) 13:20～15:00・文化センター

演題・講師 「令和6年度町政の展望」・福崎町長 尾崎 吉晴

この公開講座は、どなたでも聴講していただけます。どうぞ、お越しください。

令和6年度 福崎町善意賞表彰



アロマサークル
「ワンピース」
(瀧川妙子さん)

6月4日、善意賞表彰式を行いました。善意賞は各分野で人々の模範と認められる善意の行為があった方に贈るもので、個人にはサルビア賞を、団体にはクロガネモチ賞を贈り、その善意をたたえています。

今年度受賞された方は次のとおりです。

【クロガネモチ賞】アロマサークル「ワンピース」
今後ますますのご活躍を祈念します。

(総務課)

兵庫県功労者表彰

この表彰は、県政の伸展、公共の福祉増進に功労のあった方、その他広く県民の模範となった方のうち、特に功績顕著な方を知事が県民を代表して表彰するものです。

今後ますますのご活躍を祈念します。

農林水産功労 農事組合法人高橋宮農組合

代表理事 松本廣幸さん



(写真右から) 松本廣幸さん
尾崎町長

(農林振興課)

第42回 福崎町美術展 受賞者決定！

第42回福崎町美術展がエルデホールで開催されました。5部門185点の応募があり、審査の結果、次の方々が受賞されました。おめでとうございます。

(文化センター)

町長賞



書「杜甫詩」
藤本陽子(福崎町)



彫塑・工芸「焼き締め壺」
斎藤一成(福崎町)



写真「狂熱の炎」
桑田孝史(朝来市)



日本画「薬草」
松岡映丘賞
平石聰子(姫路市)



洋画「静寂の森」
櫻井栄美(姫路市)

(敬称略)

賞	日本画	洋画	書	写真	彫塑・工芸
福崎町議会議長賞	内海ひさや(姫路市)	和田 典子(朝来市)	高橋美佐子(市川町)	妹岡 実(赤穂市)	川村 良幸(神戸市)
教 育 長 賞	金丸 英子(三木市)	石川 茂利(姫路市)	石井 正子(福崎町)	清瀬いちろう(姫路市)	荻野かおる(西脇市)
文 化 協 会 長 賞	山下 悟(宍粟市)	河野 光昭(姫路市)	木多 妙子(市川町)	河合 正雄(小野市)	坂元 孝行(姫路市)
商 工 会 長 賞	田路 幸子(宍粟市)	勢田 育代(姫路市)	藤本 照子(福崎町)	吉野あけみ(神戸市)	高見恵美子(加西市)
兵庫西農業協同組合長賞	藤田 照美(福崎町)	矢野 智子(姫路市)	清水 和義(三田市)	伊藤あけみ(加古川市)	小岩 芽生(市川町)
神崎郡美術協会長賞	岡本 林(市川町)	白石 秀子(小野市)	福永 健吾(姫路市)	香山 勇(明石市)	中正 修(姫路市)
奨 励 賞	飯尾 宏(姫路市)	藤田 照美(福崎町) 安政 真弓(姫路市) 持田真起子(岡山県)	宮田 秀信(福崎町) 鳴海 誠子(福崎町)	石原 修(三木市) 濱田五十六(姫路市) 伊藤 勝信(明石市)	

“広げようフラワーボランティアの輪”

福崎町内の花壇などのお世話をしているボランティアの活動予定（7/19～8/19）をお知らせします。ぜひボランティア活動にご参加ください。

福崎町ココロクラブ

7月27日（土）9:00～ 役場周辺街路樹下手入れ

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755

（コミュニティ推進専門員）

小学生陶芸体験教室 開催！

陶芸を体験して、一緒に物づくりを楽しみましょう。老人大学陶芸部が指導します。

日 時 7月25日（木）9:00～正午

場 所 文化センター陶芸館

対 象 小学3年生～6年生

募集人数 10人（先着順）

※定員になり次第、締め切ります。

申し込み 7月16日（火）9:00～

参加費 ひとり500円

問い合わせ先

文化センター ☎22-3755（月曜日休館）

町長コラム

トリックアート

福崎町長 尾崎吉晴

除幕式にて



る以前の福崎

福崎町にまた一つ楽しみな観光スポットが誕生しました。駅前観光交流センターの南壁面に描かれた「ガジロウ3Dトリックアート」です。6月18日に関係者ご出席のもと近所の方々にもお越しいただいて除幕式を行いました。今年、河童のガジロウが辻川山公園の池で発見されてから10周年になります。ガジロウが誕生する以前の福崎

町の観光入込客数は25万人弱でしたが今では70万人を超えました。この壁面は、正面から見ると町内の観光スポットや妖怪が描かれている平面の絵なのですが、斜めから見るとガジロウが今にも飛び出そうとしているように見えます。ガジロウは今や相当な人気者になっています。今年4月には滋賀県日野町で開催された「きもきゃラグランプリ2024」で見事優勝しました。各地でのイベントに引っぱりだこになっています。福崎町においても人口減少に転じていますが、交流人口、関係人口を増やして、町の活力を維持していきたいと考えています。



福崎町職員（令和7年度採用）を募集します

■募集職種（人数）

（ア）一般行政職 …… 6名程度

（イ）保健師 …… 若干名

（ウ）建築職 …… 1名

（エ）土木職 …… 1名

■試験日

9月22日（日・祝）

■試験内容

（ア）（イ） 教養試験・作文試験

（ウ）（エ） 教養試験または職務基礎力試験・専門試験

■受付期間

7月8日（月）～8月7日（水）

※8:30～17:15（土日祝日を除く）

■試験会場（1次試験）

福崎町役場

■問い合わせ先

総務課人事係（内線222）

※採用条件などの詳細は募集要項

（ホームページにも掲載）でご確認ください。

先輩からひとこと



岡本一成（令和5年度採用）

上下水道課で下水道工事の設計や発注、監理などを担当しています。工事のことは何もわからないところからのスタートでしたが、明るい職場の雰囲気と、上司や先輩方が丁寧に指導して下さるおかげで毎日楽しく仕事できています。

住民のみなさんの生活を陰から支える仕事、学びの連続の毎日にやりがいと面白さを感じています。一緒に働く仲間が増えることを楽しみにしています！



藤田真由香（令和3年度採用）

保健師として入庁し、町民のみなさんの健康の保持・増進を図るため、健診業務や健康相談等を担当しています。専門性が高く、多方面に関する知識が必要となりますが、地域の方々と直接関わっていく楽しさが大きな魅力だと思います。

町民のみなさんが健康に過ごしていくためのお手伝いを、一緒にしていきましょう。



障がい者差別のない世界へ
福岡東中学校2年(当時)

前田美緒

ニュース記事を見ている時、ある一つの記事に目が止まりました。それは、障がい者施設で十九人が殺害され、二十六人が重軽傷を負った事件です。犯人は、障がい者施設を襲った理由を問われて、こう答えていました。「障がい者是不幸しか作らない」「意思疎通が図れない障がい者は生きる意味がない」と。私は、この事件をきっかけに、障がいについて考えさせられました。

この記事を見た時、私は、被害を受けた方の家族の気持ちを考えてみました。きっと、自分の大切な人を障がい者というだけで差別され、理不尽な理由で憎まれ、殺され、怒りと悲しみでいっぱいだったと思います。さらにSNSでは、この事件に対して、犯人

と同じような考えのコメントが何件もあったそうです。私はそんな人たちの考えに少しも共感することが出来ませんでした。なぜ障がいがある人が不要だというのか、なぜ障がいがあるだけで生きる理由を否定するのか分かりません。確かに、生活の中で不自由だと思ふことは少なからずあると思うけど、障がい者になんてたくてなっている人なんていないし、自分だって将来障がい者になり得るのだから、障がい者になる理由に冷遇したり、馬鹿にしたりするのは絶対にやってはいけないことだと思います。

私たちが当たり前のように過ごしている生活は、当たり前なんかじゃありません。何の不自由なく生きることができるのは、本当に奇跡だと思います。だからこそ、障がいがある人の手助けをすることが、人としての当然の役目ではないかと思えます。

私は、もし自分が病気になったり、事故にあつて怪我をしたりしたらどうなるかを考えてみました。手足が動かなくなった、目が見えなくなった、耳が聞こえなくなつた、そうなつたとき、不安でいっぱいになるだろうし、「自分は周りに迷惑をかけている」と自分を責めてしまうか

もしれないなと思いました。しかし、そんなときにそばで支えてくれる人がいたら、ものすごく安心すると思います。少しでも、手伝ってくれたり、励ましてくれたりすれば、前を向ける気がします。だから、もしこの先、障がいがある人と関わるようなことがあれば、率先して手助けしようと思えました。

ここまで、障がいがある人には手を差し伸べなければならぬという話をしましたが、それと逆に、私たちは、ハンディキャップを背負っていて、もなお前進し続けている人たちから、多くのことを学んでいると思えます。それを強く実感したのは、パラリンピックが開催された時です。パラリンピックは、元は第二次世界大戦で負傷した兵士たちのリハビリの一環として行われた大会だそうです。それが今では、世界中の人たちに、大きな感動と希望を与えてくれる場になっています。東京二〇二〇パラリンピックで日本は、計五一ものメダルを獲得しました。どんな状況下におかれても必死に食らいついて、目標を成し遂げる選手達は本当にすごいと思います。私もそんな選手達のように、毎日力強く生きていきたいと思いました。

人権標語

このように、ハンディキャップを背負っていても、希望さえ持っていれば、自分の力を十分に発揮することができると思えます。必死に生きている人を否定する権利など、誰にもありません。一人一人が人権について考え、行動すること、障がいの有無により差別されない社会をつくっていくのではありませんか。

それちがう ひととのちがい
こせいだよ

福岡小学校2年(当時)
内橋凜乃

だいじょうぶ? その言葉が
変える未来

田原小学校6年(当時)
内海新太

くらべない 一人ずつが
主人公

八千種小学校6年(当時)
中安太陽

大丈夫? そのひと言で
変わる未来

福岡東中学校2年(当時)
後藤拓海



高岡小学校4年(当時) 尾崎 琴



田原小学校3年(当時) 廣岡來々



福岡小学校6年(当時) 北山颯大

生活科学 センター だより

洗濯用パック型液体洗剤
による事故に注意！

子どもが濃縮液体洗剤を水溶性フィルムに包んだ洗濯用パック型液体洗剤（以下「パック型液体洗剤」とする）を握ったりかんざりしているうちに破れてしまい、被害に合う事故が発生しています。医療機関や消費生活センター等には子どもだけではなく高齢者による事故情報も寄せられています。子どもが誤って口に入れ、嘔吐し誤嚥性肺炎等となったり、高齢者が誤って口に入れたことにより化学性肺炎等になった事例などが報告されています。

【事例1】

保護者が洗面台の掃除をしていたところ、子どもが急に泣き出した。振り返るとパック型液体洗剤を口に入れていた。相当の洗剤を飲み込んだ。



【事例2】

パック型液体洗剤が3個くつついていた。それぞれはがそうとした途端、フィルムが破れ、中身が目に入った。（70歳代女性）

【事例3】

高齢者がパック型液体洗剤を食べ物と思い、1個を誤って食べてしまった。吐き気と嘔吐があり、救急搬送された。（70歳代男性）

ハイ！
神崎郡消費生活
中核センター
相談員です



ようで、ぐったりしており、すぐに救急車を呼んだ。（10ヶ月女児）

＊パック型液体洗剤にはさまざまな成分が含まれています。中には柔軟剤や漂白剤が一体となっているものもあり、成分が身体に入ると有害な作用を引き起こす可能性があります。

パック型液体洗剤を誤って口に入れた場合、喉の痛みや嘔吐、腹痛などの症状が起こることがあります。また、嘔吐したときやむせたときに気道に入った場合は、化学性肺炎など重篤な症状になることも考えられます。口に入った場合は、水で口をよくすすぎましょう。ぶくぶくとうがいをするのと泡がたち危険ですので、水を口に含んで吐き出すようにしましょう。

目に入った場合は、充血や目の痛みが起こることがあります。コンタクトレンズをしている場合は外し、目を流水でよく洗いましょう。流水がなければためた水に顔をつけ、瞬きを繰り返しよく洗い、手でこすらないようにしましょう。洗っても痛みが続く見え方がおかしい等の異常を感じたら、医療機関を受診しましょう。

＊日頃から気をつけること＊
①パック型液体洗剤を使用したあとは、必ずふたをしつ

かり閉めて、子どもなどの手の届かない置き場所にすぐ戻すことを習慣にしましょう。

②パック型液体洗剤をぬらしてしまつと、洗剤同士がくつついてしまします。剥がそうとするとフィルムが破れ危険ですので、乾いた手で扱うようにしましょう。

③飲み込んだ可能性がある場合や、目に異常を感じる場合は、商品の成分がわかるパッケージなどを持って医療機関を受診しましょう。

消費生活の相談や問い合わせ、苦情は、神崎郡消費生活中核センターへ
（☎22・4977）

秘密厳守
相談日時 火～金曜日
9時～16時

（月曜日は休館日）

7月 マイナンバーカード休日受付窓口 を開設します

事前に電話予約をお願いします

日	時	場 所
28日（日）	9:00～12:00	住民生活課 ☎22-0560（内線372）

問い合わせ先 住民生活課 町民窓口係（内線372）

福岡西中学校3年（当時）

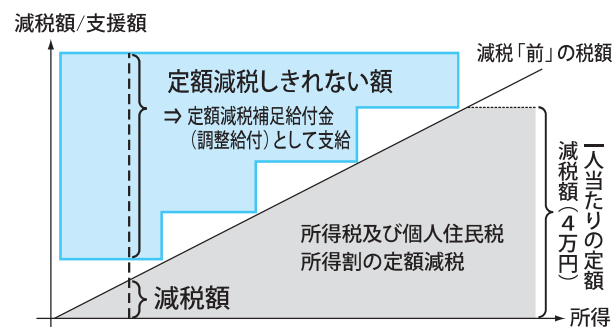
山崎梨音



定額減税しきれないと見込まれる人への給付金（調整給付）のお知らせ

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者または扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の推計所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます。その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対しては、この定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した定額減税補足給付金（調整給付）として支給します。

〈イメージ〉



1. 支給対象者

福崎町で令和6年度分個人住民税が課税されている人のうち、以下のいずれにも当てはまる人です。

- 定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額（令和5年分所得税額）」又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人
 - 合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの場合は、給与収入2,000万円以下）の納税義務者
- ※所得税が非課税で、かつ令和6年度の住民税が非課税もしくは均等割のみ課税となる人は、定額減税の対象とならないため、調整給付金の支給対象となりません。

2. 定額減税可能額

納税義務者本人及び扶養親族数（控除対象配偶者及び16歳未満の扶養親族を含む）に基づき算出します。なお、控除対象配偶者・扶養親族について、国外居住者は対象とはなりません。

所得税分	3万円×（納税義務者本人＋扶養親族数）
住民税所得割分	1万円×（納税義務者本人＋扶養親族数）

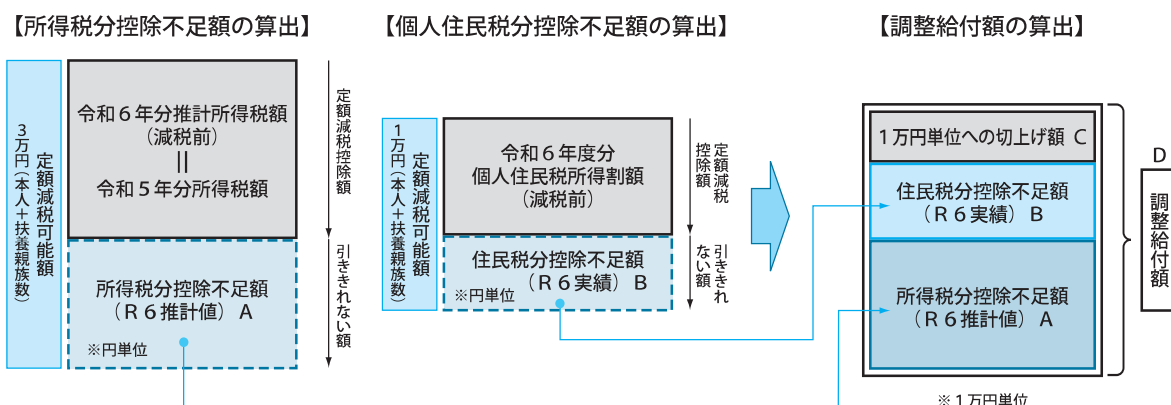
3. 給付金の算出方法

所得税、個人住民税所得割それぞれの定額減税可能額から、減税前の金額を引き、控除不足額を算出します（下記図のA、B）。それらを合算のうえ、1万円単位に切り上げた金額が給付金支給額となります。

※定額減税可能額からそれぞれの税額を引いた額が0円より少ない場合は、AとBの額は0円となります。

※「令和6年分推計所得税額」は、現時点で入手可能な令和5年所得等をもとにした推計額のため、令和6年分所得税額が確定した際に給付金額に不足が生じた場合は、その不足額を令和7年以降に追加給付予定です。

〈イメージ〉



4. 申請方法

支給対象と見込まれる人宛に、7月下旬以降、町から個別に以下のどちらかの書類を送付します。

A. 「支給のお知らせ」が届いた人	
対象	支給対象者のうち、発送時点で既に「公金受取口座（注）」を登録している人など町で口座情報が把握できた人 （注）公金受取口座とは、給付金などを受け取るための預貯金口座を、1人につき1口座、マイナポータルなどを通じて、デジタル庁に任意で登録した口座です。詳しくはデジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。
手続き	手続きの必要はありません。ただし、「支給のお知らせ」が届いた際は、記載された振込先口座情報に誤りがないかご確認ください。「支給のお知らせ」内でご案内する振込予定日に振り込みます。 ※公金受取口座の登録を済ませていても、登録の時期が遅かった等の理由で口座の確認ができなかった場合は、下記のB.「支給確認書」が届く場合があります。
B. 「支給確認書」が届いた人	
対象	支給対象者のうち、発送時点で町で口座情報が把握できなかった人
手続き	給付金を受け取るためには手続き（口座確認書類等の提出）が必要です。送付された支給確認書の内容をご確認いただき、本人氏名・連絡先・振込先口座などを記入のうえ、必要な添付書類とともに同封の返信用封筒にて返信してください。審査のうえ、順次、給付金を振り込みます。 提出期限 令和6年10月31日（木）当日消印有効 期限を過ぎると給付金の受取ができなくなりますのでご注意ください。

問い合わせ先 税務課（内線341、344）



町が給付金の支給にあたって下記のことを行うことは絶対にありません。

- ・ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすること
- ・給付金の受け取りにあたり、手数料の振込みを求めること
- ・クレジットカードや預金通帳をお預かりすること
- ・暗証番号を教えてほしいということ

不審な訪問や電話、メール等があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（＃9110）へご連絡ください。

第74回「社会を明るくする運動」のお知らせ

「だめだよと 言える勇氣と 見守る社会」

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪・非行の防止と犯罪・非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動です。

神崎地区推進委員会では、本年度も、次のような更生保護啓発活動を実施・計画しています。

- 第74回「社会を明るくする運動」神崎郡住民大会（7月10日）
- 駅頭・街頭啓発活動（7月1日）
- 広報車による広報啓発活動（7月1日・17日）
- 防災行政無線放送による啓発活動（7月1日・7日）
- 強調月間中の「幟旗の掲出」による啓発活動

問い合わせ先 福祉課高年福祉係（内線354）

これらの活動を通じて、「更生保護の心」、そして「助け合いの心」が地域社会に広がっていくことを願っています。



マイナポータルで国民年金の電子申請ができます

写真付きのマイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルに登録すると、24時間いつでもスマートフォン等から国民年金の電子申請ができます。

●マイナポータルでできること

- ①国民年金第1号被保険者加入の届出（退職時などの国民年金の資格取得届、種別変更届）
- ②付加保険料納付（辞退）申出
- ③産前産後免除該当届
- ④国民年金保険料の口座振替（辞退）申出
- ⑤国民年金保険料の免除・納付猶予の申請
- ⑥国民年金保険料の学生納付特例の申請

●マイナポータルの登録方法（スマートフォン）

- ①マイナンバーカードと、カード作成時に設定したパスワードを用意する。
（カードを持っていない人やパスワードを忘れた人は、住民生活課で申請できます）
- ②マイナポータルにアクセス。
- ③画面上部の「ログイン」を選択。
- ④画面の案内に従い、登録してください。

●国民年金の手続方法（スマートフォン）

- ①マイナポータルのトップ画面から「年金の手続をする」を選択する。
- ②希望する手続を選び、画面の案内に従って操作してください。（マイナンバーカードの読み取りが必要です）

マイナポータル
QRコード



問い合わせ先 ○年金に関すること ほけん年金課（内線379）／姫路年金事務所 ☎079-224-6382
○マイナンバーカードに関すること 住民生活課（内線372・374）

住民税非課税世帯等に対する臨時給付金のご案内

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、新たに令和6年度住民税が非課税となった世帯、住民税均等割のみ課税となった対象に対し、1世帯あたり10万円を支給します。

また、対象世帯のうち、平成18年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯について、1人あたり5万円の支給をします。（こども加算）

※令和5年度に住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯として、給付金の対象世帯となっていた世帯は、この度の給付金は対象外となります。

（令和5年度に給付金の対象世帯となっていたが申請されなかった世帯や、辞退された世帯も給付金の対象外となります）

支給対象は、令和6年6月3日時点で福崎町住民基本台帳に記載がある下記にあてはまる世帯の世帯主です（世帯全員が住民税課税者に扶養されていないことが条件です）。

世帯員に令和5年度の住民税所得割が課税されている人がいたが、世帯全員の令和6年度住民税が非課税、もしくは均等割のみ課税となった世帯

◇世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した人や所得の申告をしていない人がいる場合

対象世帯の判定ができないため、申請が必要です。申請書に必要事項を記入し、添付書類（申請者本人確認書類・口座情報確認書類・住民税課税証明書のそれぞれコピーなど）とともに、福祉課に直接または郵送でご提出ください。審査の結果、支給決定通知書もしくは却下通知書をお送りします。

③虚偽により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

⚠ 給付金を装った振り込め詐欺や不審な電話・メール等にご注意ください。
給付金支給のために福崎町からATMの操作をお願いしたり、手数料の振り込みを求めることはありません。

問い合わせ先 福祉課（内線365）

申請受付期間
令和6年
9月30日（月）まで

大庄屋三木家

よもやま話

第91話

福岡の身近にある歴史を掘り起こそう

地域連携センター共同研究報告

『大庄屋三木家住宅の襖の下張文書⑤』

神戸大学大学院人文学研究科 特命講師 井上 舞

今も昔も、人が暮らしていくためにはお金が必要です。家族が生活するためには、食費や光熱費、住居費がかかります。自治会であれば、公民館の維持費や総会の会議費、秋祭りやスポーツ大会等への支出もあるでしょう。当然、税金も支払わなければなりません。

江戸時代の村々でも、年貢を納めるほかに、必要な経費がありました。一般的にこれを「村入用」といいます。今回は、三木家の襖下張文書から、村入用に関する文書を見てみましょう。

この下張り文書（写真①）は、離れの襖に使用されていたものです。中央に折れ線が入り、上半分は上から下に、下半分は下から上に向けて文

字が書かれています。両端が破れているものが多く、綴じ穴が確認できないのですが、その形状から、折れ線に沿って横半分に折り、右端を綴じて帳面として使用する「横帳」と呼ばれる帳面であったと考えられます。同じ層には、天保7年（1836）1月の日付と「未万雑諸入用書上ヶ帳」などと書かれた、帳面の表紙らしきものが複数確認でき（写真②）、これらの綴じを外して下張りに使用したと考えられます。表紙にはそれぞれ村名が書かれており、村ごとに作成して三木家に保管されていたようです。

では、辻川村の文書を見ていきましょう。まず、上半分には入用費とその費目が記されています。そして下半分には、これらが「未年（天保6年）」の入用であること、「天保七年正月」の日付、そして辻川組同村五人組頭惣代2名と庄屋の署名、押印があまり

す。また、辻川村分のみ宛先が書かれており、そこには「新美甚左衛門様御役所」と見えます。新美甚左衛門は、三木家の別の文書によれば、文政12年（1829）の時点では辻川組付の代官を務めていたことがわかっています。

次に、費目を見てみましょう。この文書には、①札場敷、②御用米、③庄屋役米、④年中紙墨筆代、⑤御林番給、⑥惣山廻り、⑦神子宿米、⑧役元日記、⑨庄屋并二村中宿米、⑩歩給米、⑪所々御通行役人御先触役米、⑫年中夫役、という項目が書かれています。

①は、高札場（幕府や藩からの命令を板に書いて掲示する場所）の維持管理費と考えられます。高札場の維持管理は各村々が責任を負っていました。②は、備蓄用の米のこと。③は庄屋への手当米で、辻川村では三石が計上されていました。他の村では組頭（五人組頭）への手当を計上

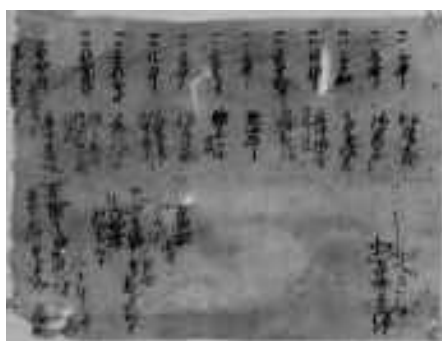
しているところもあります。また⑤・⑥のように、姫路藩に材木を供給する林や山の見回り役への手当米も必要でした。このほか⑪のように、幕府や藩の役人が公用で通行する際の準備費用などもありました。

興味深いのは、④の「年中紙墨筆代」です。江戸時代は年貢関係や土地の借用・売買、金銭の借用、藩からの命令、藩への願書、また⑧の役元日記など、あらゆる記録が文書として残されていました。辻川村が前年度に要した紙・墨・筆の代金は米四斗分。現代の値段に換算するのは難しいですが、事務経費としてそれなりの出費であったことは確かかなようです。

また、辻川村以外の文書に書かれた費目を見ると、池や井堰などの補修・維持管理費や、村の氏神への供料・修繕費、広峯神社（現姫路市）の祈禱料など、実に様々な出費が生じていたことがわかります。中には、「吉郎兵衛家出二付入用」などといった、その年限りの項目なども見られます。

こうした村ごとの入用をひ

とつひとつ見ていくことで、当時の村々がどのように運営されていたのかを知ることができるのです。



写真①



写真②

令和6年10月以降の検針分から水道料金体系が変わります

水道料金体系が用途別料金体系から口径別料金体系へ変更になります。

問1. 用途別料金体系、口径別料金体系とは？

答1. 水道料金体系は、用途別料金体系と口径別料金体系に大別されます。

用途別料金体系	一般用、営業用など使用者の用途によって料金格差を設定
口径別料金体系	水道メーターの口径の大小を基準に料金格差を設定

問2. 用途別料金体系から口径別料金体系に変更する理由は何ですか？

答2. 福岡市では水道事業の創設認可を受けて以降、用途別料金体系を採用してきましたが、近年目まぐるしく変わる営業形態、用途に対応しきれなくなってきたためです。

(用途区分の判断が困難な場合)

- ・ 自宅を事務所として営業されている場合
- ・ 一つのメーターで複数の用途が混在している場合
- ・ 契約名だけでは使用用途が判断できない場合

変更後の口径別料金体系は、口径の大小を基準に料金を設定しているため料金体系が明確です。さらに水道は水道メーターの口径により流量が変わり、その流量に比例して水道施設の維持管理コストが大きくなることから、口径別料金体系は費用負担の公平性を確保することができます。

問3. いつから変更になりますか？

答3. 令和6年10月検針分からです。

問4. 料金体系が変更になると料金は高くなりますか？

答4. 口径が13mm、20mm、25mmのメーターを使用されているご家庭で、2か月の使用水量が180m³以下の場合は、水道料金の変更はありません。現在、営業用で使用されている人や2か月で180m³以上使用されている人などは料金変更になる場合があります。用途、検針日、口径、使用水量については「水道使用水量等のお知らせ」をご確認ください。

〈旧料金表〉

(2か月：税抜)

用途	基本水量	基本料金	超過料金 (円/㎡)			
			1~20㎡	21~100㎡	101~400㎡	401㎡~
一般用	20㎡	1,760円	90円	108円	114円	142円
営業用		2,000円	108円	120円	137円	154円

〈新料金表〉

(2か月：税抜)

メーター 口径	基本水量	基本料金	超過料金（円／㎡）				
			1～20㎡	21～100㎡	101～160㎡	161～220㎡	221㎡～
13mm	20㎡	1,760円	90円	108円	114円	137円	154円
20mm							
25mm							
30mm		2,000円					
40mm							
50mm							
75mm以上							

水道使用水量等のお知らせ

使用者番号 測定年月 用途 **家庭用**

使用場所 検針員

使用人名

検針日 **6年10月15日** (1) 今回指示数 m³

口径・メーター番号 **13mm** (2) 前回指示数 m³

(3) メーター設置までの水量 m³

今回水道使用水量 (1)-(2)+(3) **45** m³

今回下水排水量 m³

(今回請求予定金額) 納付期限(振替日)

水道料金 円

うち消費税額(%) 円

下水道使用料 円

うち消費税額(%) 円

合計金額 円

上記金額には消費税相当額が含まれています。
このお知らせで料金の支払いはできません。

前回水道使用水量 m³

前年同期水道使用水量 m³

通信欄

水道料金等の口座振替済(前回分)のお知らせ

問い合わせ先 上下水道課水道管理係 (内線383)

水道技術講習会を実施しました ～安定した給水確保のために～



6月25日、水道週間の取り組みの一つとして、町民第2グラウンドで水道技術講習会が開催されました。

この水道技術講習会は、福崎町管工事業協同組合の主催で行われ、上下水道課職員と水道技術関係者が参加しました。

最新の工法や材料についての知識を深め、安心安全な水を絶やすことなく供給できるよう、技術の向上に励みます。

(上下水道課)

下水道へ接続をお願いします！

下水道を利用すると…

さわやかな水洗トイレが使えます

清潔で快適な水洗トイレが使えるようになり、汲み取り便所の臭いが解消されます。定期的な汲み取りや浄化槽の維持管理も必要なくなります。

公衆衛生が向上し、清潔で住みよいまちになります

トイレを水洗化し、台所、風呂、洗濯等の生活雑排水を下水道へ流すことにより、溝などに汚れた水がたまらなくなり、蚊やハエの発生や悪臭を防ぎ、周辺環境の改善が図られます。

みなさまのご協力をお願いします！

川や海がきれいになります

みなさんの家庭から排出された汚水は、高度処理を行う福崎浄化センターに集められ、きれいにして自然に帰し、河川などの水質や豊かな自然を守ることができます。

下水道の接続について

供用が開始された地域の土地・建物所有者等は、遅滞なく排水設備を設置し、下水道へ接続することとなっています。(下水道法第10条)(福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第5条)

- 浄化槽等は廃止して公共下水道へ接続を！
- 台所、風呂、洗濯等の排水も下水道へ！

※排水設備工事は福崎町の指定工事店へお申し込みください。指定工事店は町ホームページでご確認ください。

問い合わせ先 上下水道課 下水道管理係 (内線382)

中播都市計画下水道の変更に係る案を縦覧します

福崎町では、都市計画下水道の計画変更を予定しています。

このたび、農業集落排水区域を公共下水道区域に統合する変更案を作成しましたので、都市計画法に基づく縦覧を行います。

期 間 7月5日(金)～19日(金)
8:30～17:15 (閉庁日を除く)

場 所 まちづくり課 (役場1階)

意見書の提出 縦覧期間中は、意見書を提出することができます。住所、氏名、年齢及びこの案についての意見をできるだけ具体的に記載し提出してください。

問い合わせ先 まちづくり課 都市計画係 (内線335)

国民健康保険税のお知らせ

- ①後期高齢者支援分の課税限度額が22万円から24万円になります。
- ②軽減判定所得の5割軽減と2割軽減が見直されます。
- ③所得割額の税率、均等割額及び平等割額を引き上げます。

【国民健康保険税の税率等】 年間保険税＝A＋B＋C ※ただし課税限度額まで

内 訳	計算の説明	医療保険分	後期高齢者支援分	介護保険分
所得割 A	課税総所得金額×税率	6.57%	3.01%	2.71%
均等割 B	被保険者1人につき	27,900円	12,500円	13,900円
平等割 C	1世帯につき	18,300円	8,100円	6,900円
課税限度額		650,000円	240,000円	170,000円

※介護保険分は、40歳以上65歳未満（介護2号被保険者）の人のみに上乗せされます。

【保険税の軽減制度】

前年中の所得が所得基準を下回る世帯については、保険税の均等割額と平等割額が減額されます。

※申請は不要ですが、所得の申告をしていない人がいる世帯は軽減の対象になりません。

軽減率	所得基準
7割軽減	43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割軽減	43万円＋29.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	43万円＋54.5万円×（被保険者数及び特定同一世帯所属者の数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

国民健康保険加入のみなさんへ 新しい被保険者証を送付します

新しい被保険者証を、7月下旬に簡易書留で世帯ごとにお送りします。8月以降に医療機関等で受診されるときは、必ず新しい証を提示してください。なお、今回お送りする被保険者証は、来年7月31日まで有効です。

健康保険が変わったときは必ず届出を！

- 次のようなときは、役場に届出が必要です。
 - 国保加入の届出
 - 退職したとき
 - 会社の保険の扶養を外れたとき
- 国保脱退の届出
- 就職したとき
- 会社の保険の扶養に入ったとき

保険税は必ず期限内に納めてください

病院などの保険医療機関にかかったときの医療費は、窓口で支払う自己負担金のほか、国や県からの補助金やみなさんが納める保険税で賄われています。保険税を滞納すると、有効期限が短い被保険者証を交付することがあります。

※納付が困難なときは相談しましょう
災害などのやむを得ない理由により納付が困難なときは早めに相談してください。減額や免除を受けられる場合があります。

国民健康保険の給付（一例）

- 次のようなときは、国保で給付が受けられます。
 - 高額な保険医療を受けるとき
 - 医師の指示により、コルセット等の補装具を作ったり、鍼灸などの施術を受けたとき
 - 医師の指示により、移動困難な患者が適切な治療を受けるため緊急に移送費用が生じたとき

限度額適用認定証

・標準負担額減額認定証

必要な人は申請してください

8月1日から、新しい認定証が発行できます。

認定証と保険証を同時に提示することで、ひとつの医療機関等において1か月の保険内診療分にかかる自己負担が限度額までになります。

非課税世帯の場合は、入院時の食事代も減額されます。

◎申請に必要なもの
・認定証を必要とする人の被保険者証

※申請は8月1日以降にお願いします。

マイナ保険証もご利用ください

マイナ保険証（保険証利用登録後のマイナンバーカード）には、右記の認定証と同じ機能があります。

そのため、マイナ保険証を利用すれば、手術など高額な医療を受ける際、役場窓口で認定証の発行申請をする必要がなくなります。

（保険税の滞納がある場合等）は、この機能は利用できません。

問い合わせ先

- 保険税に関すること
- 保険資格・給付に関すること

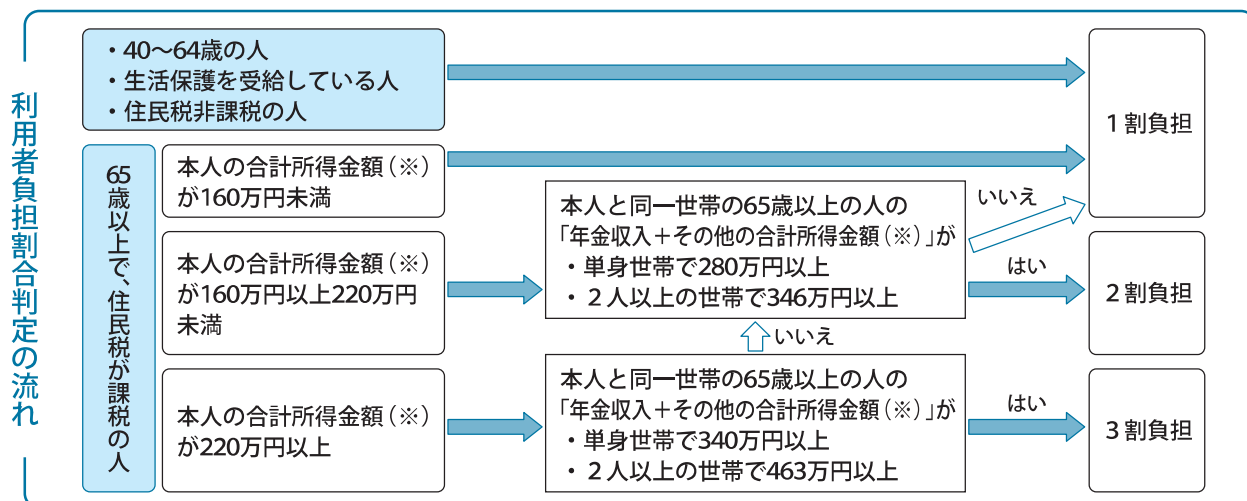
税務課 国民健康保険税担当（内線342・343）
ほけん年金課 国保係（内線355）

介護保険料の基準額は、介護サービスにかかる費用などに応じて3年ごとに見直されます。
令和6年度から令和8年度までの3年間、保険料の基準額は75,100円（月額6,260円）です。
7月中旬に、65歳以上の人（第1号被保険者）へ保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

所得段階	対 象 者	保険料率	年額（円）
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> （※）との合計が80万円以下の人	基準額×0.285	21,400
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> （※）との合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	36,400
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> （※）との合計が120万円を超える人	基準額×0.685	51,400
第4段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> （※）との合計が80万円以下の人	基準額×0.90	67,500
第5段階	・本人が住民税非課税（同一世帯に住民税課税者がいる）で、本人の公的年金等の収入金額と <u>その他の合計所得金額</u> （※）との合計が80万円を超える人	基準額×1.00	75,100
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が120万円未満の人	基準額×1.20	90,100
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	97,600
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	112,600
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が320万円以上420万円未満の人	基準額×1.70	127,600
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が420万円以上520万円未満の人	基準額×1.90	142,600
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が520万円以上620万円未満の人	基準額×2.10	157,700
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が620万円以上720万円未満の人	基準額×2.30	172,700
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の <u>合計所得金額</u> （※）が720万円以上の人	基準額×2.40	180,200

新しい介護保険負担割合証を送付します

現在お持ちの介護保険負担割合証（白色）の有効期限は7月31日です。令和6年度の所得判定後、8月1日から翌年の7月31日まで有効な負担割合証を7月下旬に発送します。介護保険のサービスを利用する際は、必ず事業所にご提出ください。



問い合わせ先

○介護保険料に関すること

税務課

介護保険料担当（内線343）

○介護保険負担割合証に関すること

福祉課

介護保険係（内線364）

※「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額のことで、基礎控除や人的控除等を控除する前の所得金額です。長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額がある場合は、合計所得金額から特別控除額を控除した額とします。

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等にかかる雑所得を除いた金額です。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますのでご確認ください。

【保険料の計算方法】

年間の保険料は一人ひとりが等しく負担する「①均等割額」と前年の所得に応じて負担する「②所得割額」の合計となります。

①均等割額	+	②所得割額	=	今年度保険料
52,791円		(令和5年中の総所得金額等－43万円) × (所得割率 11.24%)		(最高限度額80万円)

※均等割額と所得割率は2年ごとに見直され、兵庫県内で均一です。

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です（ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除（社会保険料控除、扶養控除等）は含みません）。

※所得割額を負担する方のうち、賦課のもととなる金額（令和5年中の総所得金額等－43万円）が58万円以下の方の所得割額は、激変緩和措置により令和6年度に限り10.32%を適用します。

※昭和24年3月31日までに生まれた人および令和7年3月31日までに障害認定により資格を取得された人は令和6年度に限り限度額が73万円です。

新しい被保険者証を送付します

被保険者証の更新時期は8月1日です。7月下旬に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和6年度の住民税課税所得額と令和5年中の収入額をもとに計算されます。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』更新のお知らせ

現在認定証をお持ちで、8月以降も引き続き対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

次に当てはまる人で、認定証をお持ちでない場合は、ほけん年金課で申請してください。

●現役並み所得者（所得が高い人）

現役並みⅠ・Ⅱの所得区分の人（課税所得額145万円以上690万円未満）は、「限度額適用認定証」を提示することで、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになります。

●住民税非課税世帯の人

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、1か月間に支払う自己負担額が医療機関ごとに外来・入院とも限度額までになり、入院時の食事代が減額されます。（柔道整復鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く。）

●申請に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 申請に来る人の本人確認書類
- 委任状（被保険者本人が来庁できないときで、窓口での受取を希望する場合）

令和6年12月2日以降は、現行の被保険者証、限度額適用認定証および標準負担額減額認定証は発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録後のマイナンバーカード）を基本とする仕組みになります。

既に発行されている被保険者証や認定証は、有効期限まで使用可能です。

マイナ保険証をお持ちでない人には、被保険者証の代わりとなる「資格確認書」を交付します。

問い合わせ先 ○後期高齢者医療保険料に関すること 税務課 後期高齢者医療保険料担当（内線343）
○資格に関すること ほけん年金課（内線379）
○兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター代表） ☎078-326-2021

文化協会からのお知らせ

山桃忌奉賛写生大会・短歌祭

山桃忌奉賛事業として、文化協会主催で、次の行事が行われます。どうぞご参加ください。

■写生大会

対象 小・中学生

日時 7月20日(土) 9:00～

場所 柳田國男生家付近

■短歌祭表彰式

日時 8月3日(土) 10:00～

場所 文化センター 小ホール

選者 楠田立身先生(兵庫県歌人クラブ顧問)



問い合わせ先

文化協会事務局(文化センター内) ☎22-3755

夏休み親子教室

紙すき教室

日時 7月26日(金)

13:30～

場所 生活科学センター

対象 小学生および保護者

(4年生以下は必ず保護者同伴。)

講師 福崎町消費者の会

参加費 100円

持参物 筆記用具、水筒、上靴

申込期間 7月21日(日)まで

申し込み先 生活科学センター

(☎22-2939/月曜日休館)



観光協会クリーン作戦

今年も七種山、辻川山、日光寺山、春日山周辺のごみ一掃をめざして、クリーン作戦を実施します。みなさんのご協力をお願いします。

日時 7月20日(土) 6:50～(1時間程度)

※小雨決行。清掃ができる服装でご参加ください。

集合場所

○福崎地区の人…青少年野外活動センター前

○田原・八千種地区の人

…柳田國男・松岡家記念館前

持ち物 手袋・帽子・鎌など

※軍手・火ばさみ・ごみ袋は協会でご用意します

(福崎町観光協会 ☎21-9056)

夏休みこどもセミナー

参加費無料

生き物のレリーフを作ろう!

写真立てに紙粘土でお気に入りの生き物のレリーフを作ります。色をつければ立体的に見えるよ。

日時 ①7月26日(金)

②7月28日(日)

※いずれも10:00～14:00、

昼食持参。

場所 兵庫県動物愛護センター龍野支所

ふれあい館多目的ホール

対象 小学1～6年生 定員 各20人

※4年生以下は保護者同伴。

※申込多数の場合は抽選。結果は7月19日(金)までにメールにて連絡。

受付期間 7月8日(月)から16日(火)

申し込み・問い合わせ先

兵庫県動物愛護センター龍野支所

☎0791-63-5146 詳細はQRコードから



第11回 柳田國男検定

初級編・中級編・上級編

本年度柳田國男検定の申し込みは、7月12日(金)までです。みなさん奮って挑戦してください。

●日時 8月4日(日) 10:30～11:40

●会場 福崎町文化センター

●受検料 1,000円(高校生まで無料/団体割引あり)

●対象者 小学生以上

●申し込み期限 7月12日(金)まで

●申し込み先 柳田國男・松岡家記念館(☎22-1000)

※月曜日(祝日の場合は開館)・祝日の翌日は休館



参加者には
特製バッジを
プレゼント!

福崎町全域を空家等活用促進特別区域に指定しました

福崎町では定住人口の維持及び居住環境の保全、地域活性化を図ることを目的として、県に空家等活用促進特別区域の指定を申し、令和6年6月14日に指定を受けました。

特区指定により、町内の空き家の活用がしやすくなります。

1. 市街化調整区域における規制緩和

市街化調整区域は同区域の規制により建築に関する制限が課せられ、用途変更が困難であったり、昭和46年3月16日以前に建てられた空き家を従前と同一用途で建て替える際には建築許可が不要ですが、次の建築計画がなく一旦建築物を除却してしまうと原則再建築が不可能となる等利活用が進まない状況にあります。この課題に対応するため、届出のあった空き家を対象に以下の規制緩和を行い、活用を促進します。

①居住者を限定しない一般住宅、店舗や宿泊施設等地域活性化に資する施設への用途変更を可能とします。

②除却後の更地において従前と同一用途で新築を可能とします。なお、対象となる除却しようとする空き家は昭和46年3月16日以前に着工された建築物で、除却する前に区域区分前日建築届出空家等確認申請書をまちづくり課に提出してください。町を通じて県に申請することになります。

2. 空家情報の届出について

空き家の所有者は、町に対して空家情報を届出する必要がありますので、空家情報届出書をまちづくり課に提出してください。なお、届出事項に変更があった場合や、空き家でなくなった場合についても届出の必要があります。

※空家情報の届出対象となる空き家は原則として以下のとおりです。

- 1) 年間を通じて居住、その他の使用がなされていないもの
- 2) 年末年始や盆、彼岸のみの利用等、年間を通じて1ヶ月に満たないもの
- 3) 物置としてのみ利用しているもの

3. 空家活用支援事業補助金

空き家の改修工事に要する費用の一部を補助する空家活用支援事業補助金を創設しました。住宅や事業所等建物用途、市街化区域、市街化調整区域によって補助率、限度額が変わります。詳細は福崎町役場まちづくり課建築係にお問い合わせください。

※補助の対象となるためには空家情報の届出が必要になります。

※改修時に耐震基準を満たす必要があります。 問い合わせ先 まちづくり課建築係（内線334）

ひとり親就労サポート 巡回相談

ハローワーク姫路の職員が、神崎郡在住の児童扶養手当受給者を対象に巡回就労相談を実施します。

就職・転職をする人、働いた経験が少なく就職活動に困っている人、働くことに不安がある人はご相談ください。

日時 8月20日(火)

10:30~15:30

場所 サルビア会館

2階 講義室

申し込み・問い合わせ先

ハローワーク姫路（職業相談部門） ☎079-222-4431

第3回 夏休みだ!妖怪ベンチと一緒に! SNSフォトコンテスト

妖怪ベンチとの写真をSNSに投稿して豪華賞品をもらっちゃおう!

期 間 7月20日(土)~8月31日(土)

参加方法

1. 以下の公式アカウントいずれかをフォロー

X(旧Twitter)・・・ガジロウさん公式「@youkaicon」

Instagram・・・ガジロウ「gajiro_official」

2. ハッシュタグ「#妖怪ベンチフォトコンテスト2024」

を付けて投稿

+河童洗いチケット(辞退可)

豪華賞品

最優秀賞 1名 「NIPPONIA 播磨福崎 蔵書の館」ペア食事券

優 秀 賞 2名 漫画「ガジロウさん物語」、絵本、

ガジロウドロップセット各1個

妖怪で賞 5名 妖怪ベンチガチャピー

第2弾コンプリートセット

(全5種)

いいね賞 10名 ガジロウフェイスパック1個

問い合わせ先 地域振興課(内線391)



ガジロウさん
公式



ガジロウ



昨年度最優秀賞

資源ごみの集団回収に ご協力ください！

福崎町では、子ども会やPTAなどが行っている資源ごみの集団回収運動に助成金を支給しています。

●助成金の単価（1kg当たり）

・アルミ缶	20円
・紙類（新聞・雑誌・ダンボール）	4円
・衣類	4円

- 申請は住民生活課で受け付けています。
- 申請には印鑑と回収業者発行の伝票が必要です。

資源ごみを集団回収に出すことで適正にリサイクルすることができ、ごみの減量化につながります。アルミ缶・紙類・衣類は集団回収に出しましょう。

集団回収で出せない場合は、家庭ごみ分別収集カレンダーを確認のうえ、ごみステーションに出してください。
（住民生活課）



食育通信 ～田原小学校の取り組み～

6月の給食委員会で、栄養教諭の村上先生を迎えて、給食センターのようすや取り組みを学びました。給食センターでは1日2400食を約25人で作っていることや、子どもが成長するのに必要な栄養のバランスを考えた献立になっていること、さまざまな食材を食べてほしいので工夫してメニューを考えていることなど、児童が「なるほど」と思うことがいっぱいでした。それ以外にも、基本的な食事のマナーや、身につけてほしい作法などを教えていただきました。

これからも、村上先生にいろいろなことを教えてもらいながら食についての学びを深め、給食委員会から全校生に発信していこうと計画しています。
（学校教育課）



地震に備えて耐震改修を！

耐震改修はなぜ必要？

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊により多くの人命が奪われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。

福崎町では山崎断層帯地震、南海トラフ地震による震度5強以上の地震の発生が予測されています。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修をして住宅を補強しておくことが大切です。



◆まずは『無料』の簡易耐震診断から

昭和56年5月以前に着工の住宅が対象



福崎町では、昭和56年5月以前に着工された住宅を対象に、住まいの耐震化を支援しています。木造戸建住宅の場合は、町が簡易耐震診断員を派遣し、無料で調査・診断を実施します。



耐震性が無いと診断されたら

◆耐震改修工事にかかる事業費の一部を補助します「福崎町住宅耐震改修費補助」

- 計画策定費補助・・・耐震改修の設計に係る費用の3分の2以内（補助額上限20万円）
- 工事費補助・・・耐震改修の工事に係る費用の5分の4以内（補助額上限130万円）



※令和6年度の申込受付は12月25日まで。予定戸数に達し次第受付を終了します。

※令和6年度補助の場合、令和7年3月15日までに耐震改修工事を完了させる必要があります。

申し込み・問い合わせ先 まちづくり課 建築係（内線334）



農地パトロールを実施します

福岡県農業委員会では、遊休農地や違反転用の実態把握と発生防止・解消のため、毎年8月に町内全域において農地パトロールを行います。

調査にあたり、各農地へ立ち入る場合がありますのでご了承ください。

また、現地調査の結果に基づき、遊休農地となっている土地や違反転用となっている土地の所有者に対し、農地として適切な利用を図っていただくようご連絡をさせていただきます。農地保全のため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

農地は一度耕作をやめて数年経てば、原形を失

うほどに荒れてしまい、耕作できる状態へ戻すのに大変な手間と労力がかかります。

作付をしない場合でも草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるように農地の適正な管理をお願いします。



(農業委員会事務局)

地域計画を策定した地区から、順次、農用地利用集積計画に基づく、所有者・耕作者間での農地の賃借ができなくなり、農地法第3条または農地中間管理機構を通じた利用権設定のみ可能となります。(地域計画が未策定の地区においては、令和6年度末まで可能です。)

※地域計画策定前の利用権設定につきましては、設定した期間満了日まで有効です。

もっと！ 知ってほしいもち麦のこと

今年も無事にもちむぎの収穫が終わりました。もち麦の収穫期は短いため、天気や麦の状態を見極めつつ一気に刈り取りを行いました。

また、6月4日には福岡小学校の3年生が総合学習の一環として、認定農業者の植岡朝一さん御協力のもと、自分たちが2年生の冬に種を蒔いたほ場で、もち麦の収穫体験を行いました。



この体験を通じて、地域農業や農産物、食べ物への意識の高まりが深まることを願っています。

(農林振興課)

農用地利用計画変更(除外等)申出の受付一時停止について

農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」において、概ね5年ごとに農業振興地域整備計画に関する基礎調査を行い、その結果必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならないと定められています。

福岡県では、令和6年度に基礎調査、令和7年度に整備計画の総合見直しを実施します。この見直しに伴い、現在随時受付している農用地利用計画変更(農振除外・編入・用途区分の変更)の個別案件申出については、令和6年11月29日で受付を一時停止しますのでご注意ください。

なお、受付の再開は、令和8年10月1日から予定しています。(事務の進捗によっては停止期間を変更する場合があります。)

ご理解とご協力をお願いします。

(農林振興課)

まちづくりに役立つ サマージャンボ宝くじ



発売期間 7月8日(月)～8月8日(木) 抽せん日 8月23日(金)

サマージャンボ宝くじの収益金は、県内市町のより良いまちづくりに活用されています。収益金は各都道府県の販売実績などに応じて交付されますので、ぜひ兵庫県内の宝くじ売り場またはインターネットでお買い求めください。

問い合わせ先 (公財)兵庫県市町村振興協会 ☎078(954)6020

子育て 情報



にこにこひろばで 作って遊ぼう！

申込みは不要です。材料はこちらで用意します。
9:30～11:00の都合のよい時間におこしてください。
夏休み中の園児さんもどうぞご参加ください。
場所 にこにこひろば 定員 15人程度
対象 就学前の子どもとその保護者

☆ 8月の製作『あさがおの飾り』
8月22日(木) 製作時間：約20分

※問い合わせはにこにこひろばへ

家族で楽しむ『川遊び』

夏の一日、ご家族で川遊びを楽しみませんか？
小さなお友だちも大歓迎です。

日 時 8月3日(土) 10:00～11:00

※雨天の場合は中止です。

場 所 青少年野外活動センター(現地集合)

対 象 就学前の子どもとその家族

申し込み先 にこにこひろば

持ち物 水筒、タオル、帽子、着替え、レジャーシート、濡れてもいいくつ(親子共)



ともだちひろば からのお知らせ ～親子グループ活動について～

夏は、みずあそびをしています。

同じ年齢の子どもと、親(保護者)が集い、親子でさまざまな「あそび」を体験します。

小さな子どもと一緒に豊かな時間をすごしましょう。

(R6.4.1現在の年齢)

0歳児……………金曜日

1歳児……………水曜日

2歳児から…火曜日



月1回程度活動しています。

いつからでも、参加することができます。

※問い合わせは、ともだちひろばへ

子育て講座 人形劇

『○・△・□～なにしておそぼ～』 『赤いめんどり』

申込受付中

日 時 7月24日(水)

10:30～11:30(受付10:15～)

場 所 エルデホール メインホール

公 演 人形劇団クラルテ

※観劇希望はともだちひろばまで。

※夏休み中の開催です。お兄ちゃん、お姉ちゃんもご一緒におこしてください。

申し込み先 ともだちひろば

— 個別相談(1日3組まで) —

7月16日(火)・8月27日(火) 10:00～14:00

場所：文化センター 2階 和室 ※託児あり

専門相談員：大内和恵

※申し込みは下記の3施設で受け付けます。

★行事への参加は、福崎町に在住の子どもとその保護者に限ります。

★子育て情報は福崎町ホームページでもご覧になれます。アドレス <https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>

ともだちひろば

(西部子育て学習センター)

火～金曜日 9:00～16:00

文化センター2階

☎22-7830 FAX22-2561

おひさまらんど

(福崎子育て支援センター)

月～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00

福崎幼稚園内

☎22-2308 FAX22-2313

にこにこひろば

(東部子育て学習センター)

月～木曜日 9:00～16:00

田原幼稚園内

☎22-1058 FAX22-1058

子育て支援に関することは Eメール ko-shien@town.fukusaki.lg.jp

お知らせ

information

令和6年度第2回警察官募集

募集人員

- 一般区分
- ・男性警察官A 15人
- ・男性警察官B 82人
- ・女性警察官A 10人
- ・女性警察官B 10人

■特別区分(性別不問)

- ・サイバー捜査A・B 4人
- ・武道A・B(柔道・剣道) 4人
- ・(A)4年制大学卒業又は4年制大学を令和7年3月までに卒業見込みの人
- ・(B)A区分以外の人(高等学校等を令和7年3月までに卒業見込みの人を除く)

受付期間(電子申請)
7月22日(月)～8月16日(金)

試験日 9月16日(月・祝)

問い合わせ先

福岡警察署 警務課

☎23・0110(内線214)

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間

いじめ、体罰、児童虐待など、こどもをめぐるさまざまな人権問題について、人権擁護委員、法務局職員が電話相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。

日時 8月21日(水)～27日

(火) 8時30分～19時まで

(※土日は10時～17時まで)

電話番号 フリーダイヤル

0120・0007・1110

問い合わせ先

神戸地方法務局人権擁護課

☎078・392・1821(代)

ひとり親家庭等特別相談事業(オンライン相談)のお知らせ

経験豊富な弁護士が、ひとり親家庭の方を対象に常設相談、オンライン相談を実施します。離婚に伴う慰謝料や子どもの養育費などの法律問題に困っている人はご相談ください。

相談方法 神崎郡在住の人は、相談日の8日前までに中播磨健康福祉事務所の母子・父子自立支援員にまずはご相談ください。特に助言、指導が必要と思われるケースについて相談実施会場にて相談者がオンライン(Zoom)により弁護士に相談します。

相談実施日

【令和6年】7月18日(木)、8月22日(木)、9月19日(木)、

10月24日(木)、11月16日(土)、12月19日(木)

【令和7年】1月16日(木)、2月13日(木)、3月13日(木)

相談実施会場

兵庫県中播磨県民センター会議室

申し込み・問い合わせ先

兵庫県中播磨健康福祉事務所

監査・地域福祉課

☎079・281・9210

「全国家計構造調査」にご協力をお願いします

8月から12月にかけて「令和6年全国家計構造調査」が実施されます。

この調査は、家計における消費、所得、資産及び負債の実態を調査し、消費の水準及び所得の分布、構造等を全国的・地域別に明らかにすることを目的として行われる国の重要な統計調査です。

調査へのご協力をお願いします。

※調査に伺う調査員は「調査員証」を必ず携行しています。

問い合わせ先

企画財政課(内線232)

成年後見制度相談会の開催について

弁護士、司法書士、社会福祉士に成年後見制度や日常生活

活上の個人の権利に関する相談ができます。

対象者 神崎郡在住の人

日時 8月28日(水) 午後

※30分程度

場所 サルビア会館

申込方法・申し込み先

※事前予約が必要です。

(高齢者) 地域包括支援センター(障がい者) 福祉課

☎22・0560

ファックス22・5980

☎22・0560

「第43回自治会親善ソフトボール大会」開催のお知らせ

ソフトボールを通じて地域住民の健康とコミュニケーションを図ります。

日程 8月17日～5日間

第1試合 19時30分

第2試合 20時30分

※雨天順延

申し込み 自治会単位でチームを構成し、自治会体育普及員を通して7月21日(日)までに第1体育館にお申し込みください。

参加費 500円

問い合わせ先 第1体育館

☎22・1153(月曜日休館)

小林祐梨子さん指導「走って楽しく!スポーツ大好き講習会II」参加者募集のお知らせ

日時 9月7日(土)

9時30分～11時30分

場所 さるびあドーム

対象 町内小学生

(但し小学3年生以下は保護者とお越しくください)

定員 約50名

参加方法 申込用紙に必要事項を記入し、7月16日(火)

以降第1体育館へ申し込み。

服装 運動しやすい服・上靴・タオル・飲物等

申し込み・問い合わせ先

第1体育館

☎22・1153(月曜日休館)

力ヌー教室参加者募集!

日時 8月11日(日・祝)

9時～正午

場所 青少年野外活動センター

対象 小学4年生～一般

募集人数 13人(先着順)

申込受付 7月13日(土)から

参加費 500円

問い合わせ先 第1体育館

☎22・1153(月曜日休館)



夏の交通事故防止運動

7月15日(月・祝)～24日(水)

夏はレジャーなどにより、交通の流れや交通量が変化し、事故が起こりやすい季節です。交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を心がけましょう。

- 運転中は携帯電話を使用しない！
- 飲酒運転は絶対にしない！
- シートベルト・チャイルドシートは、全ての座席で正しく着用しましょう
- 自動車・自転車に乗る際は、安全運転を心がけましょう
- 夕暮れ時に自動車・自転車を利用する場合は、早めのライト点灯を心がけ、歩行者は反射材などを身につけましょう

(住民生活課)



交通安全演奏会

の開催について

兵庫県立福崎高等学校ギターマンドリン部が交通安全演奏会を開催します。福崎警察署の警察官と福崎高校の生徒が協力して、交通安全啓発活動を実施し、交通事故防止の意識向上を図ります。

日 時 7月15日(月・祝) 10:30～

場 所 ライフ福崎店

問い合わせ先 福崎警察署 (☎23-0110)



短歌会

孫帰るお別れ駅のホームにて寂しさこらえ
手を振る二人
安田 正

春雨のあとの樹木のみずみずし鶯の声ひと
きわ澄みて
尾上 定信

幼な名で呼び合う友と青春を語りて米寿老
いたるかなや
宮本美智子

くりくりの瞳輝かせ持ち来たる「かるた大
会優勝」の賞状
畑崎 節子

風荒ぶ河原に音して三台のユニボ首ふる雨
の日今日も
岡田恵美子

不意の怪我当たり前の日代えがたく優し梅
雨空草背伸びせし
くりと
異国語や外つ国人に紛れ込み春浅き東大寺
境内巡る
小山 満

ステージの五歳児の合唱歌わない、横向く
泣く子みんな可愛い
久野 盈

年かさね節くれ目立つ紅梅が僅かの花に春
を阿る
上月 昭弘

米寿迎えあと一回り生かされて百歳までと
欲深めいる
中村 正剛

朝の陽を浴みつつ春菜間引きいる老いゆく
一日ひと日を惜しみ
内山 嗣隆

俳句会

度々に息継ぐ読経 薄暑か
な 廣瀬 純水

地蔵尊 水かけられし 薄暑
かな 大野 宗範

在りし日の 亡母想い出す
更衣 鬼本 修

ローカル線 無人駅舎に燕
の子 佐藤 純子

検診を終えし安堵の 夏初
月 藤岡 照代

宅配便 朝採り豌豆娘に送
る 城谷 秋美

止めどなく 流る清水に 藻
花揺れ 尾藤 ことよ

ふくらみの 牡丹蕾みに 朝
日さす 福島 紀子

誕生日 迎え白寿の 更衣
松岡 勝美

あじさいの小道(板坂区)



ふくさきイベントカレンダー 7月13日～8月9日



日	曜日	事業・イベント名	時間	場 所	問い合わせ先	備 考
(開催中)		手づくり風鈴展	9:00	三木家住宅	社会教育課	土日祝のみ～8/25(日)
13	土	ASハリマアルビオンキッズサッカー教室	10:00	さるびあドーム	第1体育館	要申込
14	日	町ぐるみ健診(18・19・22・23日)	8:30	保健センターほか	保健センター	要予約
15	月	福崎高校ギター・マンドリン部による交通安全演奏会	10:30	ライブ福崎店	福崎警察署	
18	木	老人大学一般教養講座(公開講座)	13:20	文化センター	文化センター	
19	金	食育の日			保健センター	
20	土	観光協会クリーン作戦	6:50	辻川山公園、青少年野外活動センター	観光協会	
		山桃忌奉賛・写生大会	9:00	柳田國男生家付近	文化協会(文化センター内)	
		おはなし会	11:00	図書館	図書館	
21	日	ふれあいワンデー生活塾	9:00	青少年野外活動センター	第1体育館	要申込
24	水	図書館夏休み工作教室「ドレミカリンパ」どんなおと?	10:00	図書館	図書館	要申込
25	木	小学生陶芸体験教室	9:00	文化センター	文化センター	要申込
26	金	夏休み親子教室「紙すき教室」	13:30	生活科学センター	生活科学センター	要申込
27	土	令和6年度福崎町親子バレーボール大会	8:30	福崎小学校体育館他	第1体育館	要申込
		アウトドア生活塾	9:00	青少年野外活動センター	第1体育館	要申込
		子ども映画会	14:00	図書館	図書館	
29	月	フクちゃん読書の日			図書館	
8/3	土	山桃忌奉賛・第39回短歌祭表彰式	10:00	文化センター	文化協会(文化センター内)	
		第45回山桃忌(第1部)講演・シンポジウム	13:10	エルデホール	社会教育課	要予約
4	日	第11回柳田國男検定	10:30	文化センター	柳田國男・松岡家記念館	要申込
		第45回山桃忌(第2部)「柳田國男の旅と民俗芸能」上演	13:30	エルデホール	社会教育課	
7	水	えほんのじかん	11:00	図書館	図書館	
9	金	第49回福崎夏まつり	18:30	福崎東中学校	地域振興課	雨天順延

各種相談

なやみごと相談

7/17・8/7(第1・3水曜日)
* 13:00～15:00
* サルビア会館
* 予約不要

人権相談

7/17(第3水曜日)
* 10:00～15:00
* サルビア会館
* 予約不要

行政相談

7/17(第3水曜日)
* 13:00～15:00
* サルビア会館
* 予約不要

心を開く親の会

7/22(第4月曜日)
* 13:30～
* サルビア会館
* 予約不要

母子相談 (随時受付。電話で予約をしてください。) 中播磨健康福祉事務所 ☎079-281-9210

福崎町手話言語条例に係る

パブリックコメント

(意見募集) について

福崎町では、手話の言語権の保障(手話で日常生活が送れること)と言語性の保障(手話は言語だと広く社会に浸透させること)により、ろう者そしてすべての町民が安全・安心に暮らせるよう「福崎町手話言語条例」の制定作業を進めています。この度、町民のみならず皆様のご意見を募集します。

個々のご意見に直接回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

※公表資料は、福崎町ホームページからも閲覧できます。

※提出されたご意見などの概要とそれらに対する町の考え方は、ホームページで公表します。ただし、氏名などの個人情報 は公表いたしません。手話動画は手話訳を掲載し、手話動画の掲載は行いません。

公表資料	<意見募集の対象> 福崎町手話言語条例(案) <参考資料> ・ 福崎町手話言語条例の制定について(概要資料) ・ 福崎町手話言語条例(案) 逐条解説
公表場所	○ 福崎町役場ロビー(土・日・祝日は休み) ○ 図書館(月曜日休館) ○ 文化センター(月曜日休館) ○ 八千種研修センター(水曜日休館)  町HPからも閲覧できます
募集期間	7月1日(月)～31日(水)
提出方法	「福崎町手話言語条例(案)について」と明記し、住所、氏名、ご意見等をご記入の上、ファックス、電子メール、郵便または役場福祉課へ直接提出してください。手話動画によるご意見も受け付けます。(福祉課が指定する手話通訳者(士)に手話訳を依頼します) ※様式の指定はありません。 ※電話や口頭では受付できませんのでご了承ください。
提出先	福崎町役場 福祉課(役場1階) 〒679-2280 福崎町南田原3116-1 ☎22-0560(内線365) ファックス22-5980 ✉fukushi@town.fukusaki.lg.jp



第四弾

遠野の産業

福崎町の友好都市、岩手県遠野市です。令和6年8月で福崎町との友好都市共同宣言から、10周年を迎えます。誌面をお借りして、4月号から始まった全5回の連載です。今回は第四弾となります。

基幹産業は一次産業

遠野市は、冷涼な気候と豊かな自然環境を生かした農林畜産業を基幹産業とし、水稲（米）を中心に、野菜やホップ、花などの農産物と畜産を組み合わせた複合経営がされています。また、本州で有数の乗用馬生産地として知られています。

田畑を耕す農業

遠野市において、田畑を耕し、種や苗を植える耕種農業の基盤は米作りになります。ほとんどの市内の農家は、米を作っています。米作りと共に、野菜の生産や畜産を行っているのが一般的です。5月頃には、田植えのため市内の田に一齐に水が張られますが、高清水展望台から遠野盆地を望むと、「過去に遠野は湖だった」という伝説を再現したかのように、遠野の中心地が水に浮かんでいるように見えます。このように、いたる所で米が作られていますので、市民は、仮に自身が米を作っ

ていなくとも、親戚が米を作っている場合が多く、米を買ったことが無いという人がたくさんいます。



田植え時期の遠野盆地

米以外の遠野の特産作物としては、ホップとワサビが挙げられます。

全国で一番の栽培面積をほこるホップは、全量をキリンビール(株)に納品しており、昭和38年の栽培開始から60年以上一貫して栽培してきました。ホップは、ビール製造の際、香りや味付け等に使用されています。毎年11月頃には、この遠野産ホップのみを使用して製造された「一番搾り」とれたてホップ生ビール」が全国販売されています。この時期しか飲めない香り高いビールを味わってみてはいかがでしょうか。

また、市内では宮守町達曽部という地域で栽培されているワサビも特産品です。この

地域は、石灰岩を多く含むカルスト地形の山を抱えており、この山が一年を通して、綺麗で良質な水を安定した水温で供給しています。この水がワサビ栽培には最高の環境をもたらしており、「宮守産ワサビ」は、高級食材となり、良品は東京の料亭等で使用されています。



ワサビ

牛や馬等の畜産

遠野市の農業生産額のうち、肉用牛が大きな割合を占めています。肉用牛には、子牛を10か月になるまで育てる繁殖農家と、10か月まで成長した子牛をセリで購入して育てて出荷する肥育農家の二種類があります。市内には、どちらの農家もあり、良質な「遠野牛」の供給に努めています。子牛のセリは、血統や体型等の要素により価格が決まり、

状態のいい子牛は、松阪牛等の有名な土地で肥育されることもあります。



放牧される黒毛和牛

また、馬の生産にも力を入れています。馬の生産と云えば北海道が中心になりますが、遠野は本州で唯一乗用馬のセリが行われています。乗用馬とは、乗馬スクールや馬術大会で騎乗される馬のことです。南部藩の頃より馬文化が根付いていたことで、今でも馬の



乗用馬市場の前日に開催される共助会

飼育が行われています。

林業や木材産業

遠野市は、総面積の83%を森林が占めており、岩手県内でも有数の林業地です。皆様のお手元に木材が届くまでには、山で伐採する業者、丸太を角材に加工する業者、工務店等の様々な業者が関わっています。これらの関連する11事業体を1か所に集約し、豊富な森林資源の地産地消を推進するため「遠野地域木材総合供給モデル基地」を整備しています。また、伐採後の植栽にも力を入れており、市民参加による植樹イベント「緑化祭」を毎年開催しています。

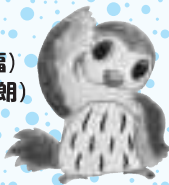


遠野地域木材総合供給モデル基地

今月は遠野の産業をご紹介します。最終回となる次号は、福崎と遠野の児童交流をご紹介します。

(遠野市役所観光交流課)

いつまでも
しあわせ(福)
ほがらか(朗)
福岡町



福岡町健康づくりキャラクター ふくちゃん

保健センターだより

No.435

熱中症予防をして夏を元気に乗り切りましょう！

- ・暑さを感じなくても扇風機やエアコンを使用し、温度をこまめに調整しましょう。
- ・のどの乾きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給しましょう。
- ・「熱中症警戒アラート」発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう。

おばあちゃんの知恵袋 (食育サポーターの簡単レシピ)

不定期掲載！
次回もお楽しみに♡

今回の食材は、常備野菜！「じゃがいも」、夏野菜のひとつ「ピーマン」です！

ヴィシソワーズ

<材料> (4人分)

- ・じゃがいも：300g
- ・玉ねぎ：1個 (約120g)
- ・水：250cc
- ・固形コンソメ：1個
- ・ローリエ：1枚
- ・牛乳：200cc
- ・塩こしょう：少々



<作り方>

鍋に水と固形コンソメを入れて沸騰したら、薄切りにしたじゃがいもと玉ねぎ、ローリエを入れて中火でやわらかくなるまで煮る。ミキサーにかけてなめらかにし、鍋に戻し入れ、牛乳を加えて、沸騰しないよう温め、塩こしょうで味を調える。

ヴィシソワーズは「食の歳時記」掲載レシピのひとつです。興味のある人は保健センターまでお問い合わせください。

まるごとピーマンの肉詰め

<材料> (4人分)

- ・ピーマン：8個
- ・合挽き肉：400g
- ・玉ねぎ：1/2個
- 塩：小さじ1/3
- 黒こしょう：少々
- ケチャップ：大さじ2・1/2
- 片栗粉：大さじ1強 △砂糖：小さじ1・1/2
- にんにくチューブ：少々 △塩：小さじ1/4
- △カットトマト缶：1缶 △顆粒コンソメ：大さじ1/2
- △酒：大さじ3 △みりん：小さじ1



<作り方>

- ①玉ねぎはみじん切りにしてレンジで1分程加熱し、粗熱をとる。ピーマンはヘタの部分にペットボトルのフタを押し当て、ヘタと種を取り除く。
- ②ボウルにひき肉、玉ねぎ、■を入れよく混ぜ、ピーマンに詰める。
- ③フライパンに油を引いて熱し、切り口を下にしてピーマンを並べ、強火で1分程焼く。焼き色がついたら側面も焼く。弱火にしてにんにくを加えて炒め、香りが立ったら△を加え、フタをして中火で10分程煮込む。皿に盛り、粉チーズを振りかける。

地域ふくろうの会 参加者募集



高齢者の皆さん、「地域ふくろうの会」を知っていますか？

介護予防には週1回程度の運動が効果的と言われています。

体操などの運動は、家でひとりではなかなかできないですが、公民館に行くことで週1回みんなで体操することができる、地域の人々と話ができる・・・！

それが地域ふくろうの会の良いところです！あなたの参加をお待ちしています。

DVDを見ながら「1、2、3、4・・・」
とかけ声をかけてセラバンド体操をしています。

32地域の公民館で行っています

問い合わせ先
福岡町地域包括支援センター
☎22-0560 (内線357~359)

保健センター7月定例行事予定

(場所) 保健センター

内 容	日(曜)	受付時間	対 象
一 般 健 康 相 談	8日(月)	9時30分～11時	一 般 希 望 者
母子健康手帳交付	月～土	8時30分～17時15分	妊 婦
す く す く 相 談	8日(月)	10時30分～11時30分	乳 児 希 望 者
		13時30分～15時	幼 児 希 望 者
3 か 月 児 健 診	24日(水)	13時15分～13時45分	R6.4月生の乳児
4 か 月 児 健 診	16日(火)	13時15分～13時45分	R6.3月生の乳児
7か月児のまんまクラブ	10日(水)	9時45分～10時	R5.12月生の乳児
10か月児のあばばクラブ	24日(水)	9時45分～10時	R5.9月生の乳児
1 歳 お 誕 生 相 談	8日(月)	9時30分～10時	R5.7月生の乳児
1 歳 6 か 月 児 健 診	17日(水)	13時15分～13時45分	R4.9・10月生の幼児
5 歳 児 健 診	26日(金)	13時00分～13時45分	R1.6・7月生の幼児

予 防 接 種	*二種混合・四種混合・日本脳炎・ポリオ・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘(水ぼうそう)・B型肝炎予防接種は、接種間隔に気をつけましょう。
	*麻しん風しん混合(MR)予防接種は、接種期間が1年間です。忘れず早めに接種しましょう。1期(1歳から2歳の間)2期(就学前1年の幼児)
	*予防接種は、事前に医療機関へ電話予約してから受けましょう。

3歳～5歳児クラスのお子さんの保護者様

「ことばの巡回相談」ご案内

ことばが少ない・不明瞭、会話が上手にできない、どもる(吃音)など、ことばの発達について心配のあるお子さんの家庭での対応方法や地域の専門相談機関の紹介など、相談をお受けします。相談を希望する人は、7月18日(木)までにお申し込みください。

対象 3歳から就学前までの幼児
時間 1人につき約1時間(予約制)
費用 1人につき1,650円(消費税込)
指導 公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団
「子ども発達支援センター」言語聴覚士
日時 8月29日(木) 10:00～17:00
場所 保健センター

問い合わせ先

公益財団法人ひょうご子どもと家庭福祉財団
「ことばの巡回相談」係 ☎078-382-0294

申し込み先

保健センター ☎22-0560(内線363)

中播磨健康福祉事務所から更新申請手続きのお知らせ

<特定医療費(指定難病)受給者証>

◆対象者

有効期間が令和6年10月31日まで有効の特定医療費(指定難病)受給者証を持つ人で、令和6年11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する人

◆更新申請受付期間

令和6年8月16日(金) ※必着

※令和6年10月31日(木)まで更新申請の受付は可能ですが、新しい受給者証の発送は、令和6年11月1日以降となります。

◆更新手続きのご案内は、各受給者宛にお送りしています。案内が届いていない場合は、必ず申請窓口までご連絡ください。

◆受給者の加入している健康保険証の種類や課税状況等によって必要書類が異なります。詳しくは更新案内をご確認いただくとともに、申請窓口へお問い合わせください。

<小児慢性特定疾病医療費助成制度>

◆対象者

現在、令和6年10月31日まで有効の小児慢性特定疾病医療費受給者証を持ち、令和6年11月1日以降も引き続き受給者証の交付を希望する人で、令和6年11月1日時点で満20歳未満の人。(一定の医学的基準を満たす人が対象となります。詳しくは主治医にご相談ください。)

◆更新申請受付期間

令和6年8月30日(金) ※必着

※令和6年10月31日(火)まで更新申請の受付は可能です。ただし、令和6年9月2日(月)以降に申請した場合、新しい受給者証の発送は、令和6年11月1日以降となります。

◆申請受付及び問合せ窓口等

中播磨健康福祉事務所(福崎保健所)地域保健課
☎22-1234
(9:00～11:30、13:00～16:30 土、日、祝除く)

◆福崎町民憲章◆

- 一、恵まれた自然を生かし、住みよい、調和のとれた町をつくりましょう。
- 一、豊かな伝統と歴史を守り、教養を深め、香里たかい文化の町をつくりましょう。
- 一、人を大切にし、みんなで助けあい、豊かな心がふれあう町をつくりましょう。
- 一、心と体をきたえ、健康で、明るく楽しい町をつくりましょう。
- 一、くふうと努力を重ね、生きがいある、未来をひらく町をつくりましょう。

施設電話案内

役場・教育委員会	☎0560
エルデホール	☎1655
文化センター	☎3755
図書館	☎3790
生活科学センター	☎4977
体育館	☎1153
西部子育て学習センター	☎7830
福崎子育て支援センター	☎2308
東部子育て学習センター	☎1058
サルビア会館	☎5848
もちの木会館	☎1564
保健センター	☎0560
文珠荘	☎4051
春日ふれあい会館	☎5805
社会福祉協議会	☎0300
第1デイサービスセンター	☎0310

第2デイサービスセンター	☎6663
在宅介護支援センター	☎7134
障害相談支援センター	☎8575
ホームヘルプステーション	☎7135
シルバー人材センター	☎0044
もちむぎのやかた	☎1500
スポーツ公園	☎1292
老人ホーム	☎0412
青少年野外活動センター	☎0609
給食センター	☎0710
歴史民俗資料館	☎5699
柳田國男・松岡家記念館	☎1000
駅前観光交流センター	☎9060
辻川観光交流センター	☎9053
企業会館	☎5902



■表紙写真の説明

駅前観光交流センター南壁面に福伸電機株式会社様からのご寄附を財源として「ガジロウ3Dトリックアート」を設置し、除幕式を行いました。

新たなSNS写真スポットとなりますので、ぜひお越しください。

(福崎町広報委員会・内線221)

町民のうごき

世帯数 8,122世帯	人口 18,699人
(前月比 +17世帯)	(前月比 +17人)
男 9,044人	女 9,655人
出生 20人	死亡 15人
令和6年5月末現在	



庄分団

6月23日、兵庫県広域防災センターで「第31回中播磨地区消防操法大会」が開催されました。小型動力ポンプの部に出場した庄分団は、雨の降る中でしたが見事な消防操法を披露し優勝しました。おめでとうございます。庄分団は7月28日(日)に開催される第31回兵庫県消防操法大会に出場します。応援をよろしくお願いいたします。(住民生活課)

まちの
トピックス
第31回中播磨地区消防操法大会優勝